

大阪・関西万博きょうと推進委員会 広報業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

大阪・関西万博に向けたオール京都の取組を国内外へ広く発信し、京都への誘客と府域における機運の醸成を図るため、公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が定める PR 重点期間等を踏まえ、大阪・関西万博きょうと推進委員会（以下「推進委員会」という。）の広報戦略を策定する。

また、広報戦略に基づき、推進委員会のウェブサイトや SNS 等を開設するとともに、京都府や京都市のホームページ等、既存のコンテンツを活用しながら、推進委員会の取組の認知度向上を図る。

2 事業の概要

- (1) 業務名 大阪・関西万博きょうと推進委員会 広報業務
- (2) 業務内容 「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）
- (4) 委託上限額 4, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 実施主体 大阪・関西万博きょうと推進委員会

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 事務局及びお問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区立売通新町西入藪ノ内町

大阪・関西万博きょうと推進委員会事務局（京都府総合政策環境部総合政策室内）

電話 075-414-4683 FAX 075-414-4389

メールアドレス sogoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日～令和5年9月26日（火）午後5時

（土曜日、日曜日を除く。午前9時から 午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の事務局で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

[（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）](http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html) からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所および提出方法

ア 提出期限：令和5年10月19日（木）午後5時 【必着】

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）と同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便、レターパックなど到着確認ができる手段に限る）

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和5年9月29日（金）午後5時【必着】

(2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「大阪・関西万博きょうと推進委員会 広報業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日：令和5年10月5日（木）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

[（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）](http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html) に掲示し、個別には回答しない。

6 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり。

(2) 提出された応募書類の取り扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて審査委員の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が50点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 大阪・関西万博きょうと推進委員会が示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と推進委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算契約代金の支払いについては、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、推進委員会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、推進委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。